

儀相續のため、永く御手當として、毎歲金壹萬貳千兩宛賜はるへきの旨、對馬守義暢に懇命あり、
○考證は、もとより貿易の盛衰に關係せるを以て、こゝに敢て、
○考證は、もとより宗氏通信御手當并拜借金の條にあり、

通航一覽卷之百二十八終

通航一覽卷之百二十九

朝鮮國部百五

○貿易

潜商罪科、耶蘇禁制告諭、
商賣金高井銅渡方、

元和六庚申年、宗對馬守義成、命によりて、竹島朝鮮國屬に於て潜商のもの二人を捕へて、京師に送る、その罪科いまだ所見、寛文四甲辰年、多年朝鮮に武具等を潜販せしもの、數十人を召捕へ、その輕重にしたかひて、刑罪に處せられ、宗對馬守義真に命して、かの國に書を贈りてこれを質さしむ、爾來しばしば、其事ありて死刑に行はる、同十二壬子年、對馬國佐須奈浦に新關をおき、朝鮮往來の船を監察す、新關の事、前の和館の條におき、移館の始末併せ考ふへし、元和六年庚申、本國按するに、對馬國をさす、商買彌左衛門、仁右門者竊渡海、居磯竹島之間、按するに、磯竹島は即竹島をいふなり、捕之可送京都之由有台命、依之義成君被遣小田治郎右衛門、阿比留新左衛門、高松彌左衛門、小島平左衛門、山下五左衛門、小田、阿比留早速到彼島、捕二人歸了、於是以人見三右衛門、吉田庄右衛門爲使者、

被送遣之伏見云々、本州編略○按するに、この犯人落着の
れども、文意然るへきに似たれば、断して本文とす、又按するに、
潜商等の事により、かれ論する劉子あり、然れば慶長年間すでにそ
の事ありと見ゆ、詳ならざれども、参考のため断章してここに
附す、また八幡船の事によて出されし御書あり、その年代等また
詳ならざれば、因

李德馨倭情を陳するの筋子あり、この筋子己酉年
接するに、慶長以後の劉と見えたり、
十四年をさす、

倭館市物、初無禁制、自朔中再來、按するに、前に彌別
中上人とあり
幅商物、濫觴無紀、上京往返、國家難支、仍設法示
禁、謀杜其弊、只許米布入館互市、其他貨物無不有
禁、利源難塞、甚於防川、禁令愈密、沿商愈衆、此蓋
山開市禁斷諸物、故潛商弊起、潛商起故、透漏機事
之患、又因此而作矣、昔在先朝平義智始來、先王深
軫慮、痛絕潛商、累教申飭、及到東平館、別令兵曹
捕盜廳巡邏、設禁法非不嚴矣、而昏夜並路巡邏守
直軍士、而抵死交易、至有贍示朝報之說、此無他、商
賈雖知國法至嚴、被誅者無幾、獲利者其薄、其冒禁
固宜、倭奴亦知分費之爲不費、而甘爲此者、只以所
齎商物必因此而後可換易也、其在國都、難禁如是、
則釜山館之事益可哂矣、申明禁令、只爲東萊奸濫軍

官吏胥輩、作弊操美之地、倭奴竊笑其法禁細密、號
令不行、臣每痛之、今之倭物倍多於平時、而所要在
於段參虎豹皮、不在於米布、米布乃窮民所資、而參
皮不得救饑寒者也、諉以舊禁、而嚴禁參皮、唯許以
米布交易、則開市未易畢、留連邊上、借費糧料、徒激
憤恨、爭桑起釁、酒薄致圍又可徵矣、前日倭船滿載
累萬物貨、不換米布、盡散發還、此非潛商何由賣盡
乎、然則開市禁物、只滋弊套果何益哉、若弛此禁、使
彼此交易之物盡入開市、而緩潛商之法、則我民不
勞抵冒法禁、而公同得利、倭奴亦免分費商物、而各
售所欲、何苦強爲潛商、而爭陷於重罪乎、潛商既絕、
則密通事情之弊從可杜矣、本司回啓中、許其開市、
而重斷潛商不饒云者、但爲此利害耳、雖然無點名割
符之舉、則往來名數、難以譏察、其欲收稅者、亦非爲
權利也、但要詳其譏察之數也、臣久爲宣慰使、熟諳
此間事狀、會本司來議回啓、悉達素懷矣、

和文

倭館貿易の事、初禁制のことなし、朔中か再來りし
より、國王別幅の商物甚多く、上京往返の間、その
費限りなきによりて、始めて他の貨物を禁し、但米

布を許して館に入れ交易せしむ、但其禁令甚密な
るをもつて、却て酒商の事多きを致し、其酒商によ
つて、又國事の機密を漏すの患ある事をいたすの
み、己丑年、按するに、己丑は天
正十七年なり平義智上京して東平館
に在るの時、先王累りに教を下し、厳しく酒商を禁
し、捕盜廳に令し巡邏せしむ、然もかれ終に巡邏守
直の軍士に賂ひ、よつて酒商せしなり、且其時商賈
公文を賍し、倭に示すといふの説あるに至れり、酒
商の事、其誅を受ける者幾はくもなくして、利を得る
もの甚多し、是其禁を犯し、制すへからざるゆゑん
なり、倭人に在ても亦其罪にいたさるゝによりて、
わか自らあたへし貨の、徒に費えたるは少く、其利
を得るは多く、且酒商にあらざれば以て其貿易を
いたしかたきによりて、終に爰に至るのみ、其都に
在て禁し難きこと、既に如此なるときは、釜山館の
事おもふべきのみ、はその嚴禁を設くる、却て東萊
奸惡の軍官下吏私謀を致すのたすけたるのみ、倭
人の爲に竊に笑はれん、今持來る倭物その數平時
に倍し、求る所た、段參虎豹皮に在て米布にあら
ず、夫米布は民用の急なるものにして、參皮は饑寒

を救ふべきにあらず、今參皮を禁し、但米布を許さ
は、恐らくは貿易のこと速に決しかたく、徒に邊上
に留連し糧料を費し、又其忿恨をいたさん、前日倭
船累萬の物を載せ來り、是を米布にかへすして盡
く賣去る、是酒商に頼るにあらずんば、争てか是を
賣盡す事を得ん、しかし今此禁を弛し、彼此をして
各心に任せ交易せしめ、よつて嚴しく其酒商を禁
せは、我民既に國禁を犯すの患なく、倭人に在ても
亦其貨物を分ち費すの事なく、彼此各其利を得ん、
酒商既に絶えは、其密に國事を漏すの弊又よつて
防くへし、然りといへども其商人を點檢し、是を符
籍に記す事なくむは、其往來名數を察し難からん、
商税を權せんといふもの、また其利を計るか爲に
あらず、依て其名數を察せんかためのみ、以て悉く
素懷を達す、朝鮮通交大紀、但し、
の前文は前に見ゆ

對馬國太守宗對馬守家藏大神君御書之寫、

異國わはいん船按するに、はん
は八幡なり相渡事、雖令停止、
猶又堅可被申付候、若於違背之輩者、御在所可被
成御成敗者也、

二月八日

御諱 御判